

「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」の制定について

1 条例制定の背景

近年、路上喫煙に起因した火傷や衣服、持ち物の焦げ、特に、路上喫煙者の煙草を持つ手の位置が幼児の顔の高さとなることなどから、路上喫煙に関する問題が全国的に表面化しております。

一方、本市においても市内の中心部や繁華街等において、路上喫煙による火傷などの不安や路上喫煙の規制を求める声が増加しており、路上喫煙に関して実効性のある対応が求められています。

また、本市の推進する「おもてなし」の向上を図ることからも喫煙マナーの向上が必要であると考えております。

このことから、市、市民、事業者が一体となり、路上喫煙による被害から市民の安全を確保し、安心して生活できる地域社会の実現を目指した「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定の検討に着手しました。

この内容(案)は昨年11月に設置した「(仮称) 宇都宮市路上喫煙による被害の防止に関する条例」制定懇談会(会長 井上豊彦 作新学院大学教授)の意見を参考に作成したものです。

2 路上喫煙に関する市民の意識

(1) 路上喫煙に関する市民アンケート調査(平成19年8月) n=1,474

- ・路上喫煙による被害や、危険を感じた経験

煙やにおいによる不快感 : 49.7%

衣服等の焦げ : 11.6%

やけど : 10.3%

- ・路上喫煙を迷惑と感じる人の割合 : 89.3%
- ・路上喫煙を規制すべきとする人の割合 : 93.1%

(2) 市政世論調査(平成18年度) n=1,984

- ・路上喫煙を規制すべきとする人の割合 : 94.4%

(3) 路上喫煙アンケート調査(平成17年度) n=178

- ・路上喫煙を規制すべきとする人の割合 : 88.2%

(4) 市民アンケートモニター意識調査(平成17年度) n=92

- ・路上喫煙を規制すべきとする人の割合 : 94.6%

3 条例制定の方向性

(1)規制区域について

- ・路上喫煙による被害の防止に関して特に必要がある区域を路上喫煙禁止区域として、指定します。また、それ以外の区域においても歩きたばこ等をしないよう努力義務を課すこととします。(規制の対象となる行為は(2)をご参照下さい。)
- ・禁止区域内には、必要に応じ喫煙場所を設置することとします。
- ・禁止区域は、条例の施行後、状況の変化に応じて変更することがあります。

①路上喫煙禁止区域

〔設定の考え方〕

- ・路上喫煙による被害が発生する可能性が高い歩行者の多い道路(歩道)のほか、中心市街地活性化等の市の施策を踏まえ、その周辺の道路、広場を加え、禁止区域の起点、終点の分かりやすさを考慮し設定しました。

※具体的な区域は別紙1「路上喫煙禁止区域(案)」のとおり

②努力義務区域

- ・禁止区域以外の市内の道路、公園その他の屋外の公共の場所

(2)規制の対象となる行為

①禁止区域内(喫煙場所を除く)

- ・火のついた煙草を持つ行為から終日禁止とします。
⇒違反者には2,000円の過料が科せられます。

②努力義務区域内

- ・喫煙をする時は歩きたばこをしないこととし、喫煙マナーの遵守に努めるものとします。
- ・また、立ち止まって喫煙する時も、灰皿のある場所で喫煙するか、携帯灰皿を使用し喫煙するものとし、煙草の火の管理を適切に行うように努めるものとします。

4 条例に盛り込む内容(案)

- ・別紙2のとおり

5 その他

- ・路上喫煙と関連のある、吸殻のポイ捨て行為については、ごみのないきれいなまちづくりの観点から「(仮称)みんなでごみのないきれいなまちをつくる条例」において、本条例と整合を図りながら検討を進めています。